

5 子育てをサポート (子育て支援センター)

子育て中の親子同士の交流などを図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。



すくすくランド

育英保育園内(中郷四丁目187番地)
☎(22)5800
時間：毎週月～土曜日 10:00～15:00
http://www5.synapse.ne.jp/ikuei/

ほっとランド

清水丘保育園内(宮里町3048番地9)
☎(22)8313
時間：毎週月～土曜日 8:30～18:00
http://kiyomizugaokahoikuen.net/

すわっこ

諏訪保育園内(樋脇町市比野5322番地2)
☎(38)1193
時間：毎週月～土曜日 9:30～14:30
http://www4.synapse.ne.jp/suwa/

おいで おいで

関小児科医院近く(西向田町18番26号)
☎(20)6682
時間：毎週月～土曜日 10:00～16:00

ぱぴいら

純心保育園内(隈之城町1001番地)
☎(23)6168
時間：毎週月～土曜日 9:00～16:00
http://www.k-junshin.ac.jp/kodomo/

お問合せは…

問合せ先	支援事業名	所在地	電話番号
市民健康課(川内保健センター内) または各支所市民生活課	母子健康手帳の交付、コウノトリ支援事業、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、こしき子宝支援事業、新生児訪問、乳幼児健康診査、離乳食教室、母子相談、子育て講演会、母子保健推進員、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン接種助成事業	西開聞町6-10	☎(22)8811
本庁保険年金課 または各支所市民生活課	出産育児一時金	神田町3-22	☎(23)5111 (内線2841)
本庁子育て支援課 または各支所市民生活課	児童手当、子ども医療費助成、病児・病後児保育事業、子育て支援短期利用事業	神田町3-22	☎(23)5111 (内線2364、2366)
病児保育所「ぐうちよきぱー」	病児・病後児保育事業	東開聞町8-3	☎(23)2611
川内精舎	子育て支援短期利用事業	百次町649-1	☎(22)5703
大村報徳学園		祁答院町下手4481	☎(55)0034
慈恵学園		樋脇町塔之原5173-2	☎(37)2034
ファミリー・サポート・センター 薩摩川内	ファミリー・サポート・センター事業	神田町3-22	☎(22)5085

ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防接種の定期化について

平成23年4月1日から公費助成を開始した子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防ワクチン予防接種は、平成25年4月1日から任意予防接種から定期予防接種となります。

予防接種	予防できる病気	対象者	標準的な接種パターン
ヒブワクチン	細菌性髄膜炎	生後2カ月～4歳	生後2カ月以上7カ月に至るまで初回(4～8週間隔で3回接種)、3回接種後、7～13カ月の間隔で1回追加、計4回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	細菌性髄膜炎、肺炎、菌血症	生後2カ月～4歳	生後2カ月以上7カ月に至るまで初回(4週以上の間隔で3回接種)、3回接種後、生後12カ月から15カ月に至るまでに1回追加、計4回接種
ヒトパピローマウイルスワクチン	子宮頸部のがん	小学6年生から高校1年生の女子 勸奨は、中学1年生の女子	2価ワクチンは初回接種から1カ月後、6カ月後の3回接種。4価ワクチンは初回接種から2カ月後、6カ月後の3回接種

○窓口：市民健康課(川内保健センター内)または各支所市民生活課



4 お子さんを預かります

病児・病後児保育事業

～子どもが病気が、誰も見る人がいないとき～

子どもが病気や病気回復期であり、集団生活や家庭での保育が困難な場合、保育と看護を行います。

■実施施設＝病児保育所「ぐうちよきぱー」(東開聞町)

■利用料＝1日1,000円(昼食・おやつ代含む)

■利用方法＝本庁2階子育て支援課、関小児科医院に設置または市のホームページからダウンロードした事前登録用紙と利用申請書(医療機関記入欄有り)に記入の上、申請してください。
*申請前に電話予約が必要です。(7:30から)

■注意事項＝

▼申請は15:00～18:00の時間帯にお願いします。

▼利用日当日の7:30～7:45の間に事前に利用確認の連絡をしてください。

子育て支援短期利用事業

～緊急の場合には～

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭で養育できないときなど、一定期間児童などを養育および保護します。

■実施施設＝川内精舎(百次町)、大村報徳学園(祁答院町下手)、慈恵学園(樋脇町塔之原)

■ショートステイ＝保護者の疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を原則1週間以内養育するサービスです。



■トワイルイトステイ＝仕事の都合などで帰宅が一時的に遅くなり、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を22時まで(8時間以内)お預かりするサービスです。

■利用料＝利用者の収入状況に応じた利用料をお支払いいただきます。

○窓口：本庁子育て支援課または各支所市民生活課(飯地域の支所を除く)

ファミリー・サポート・センター事業

～お互いの助け合い～

子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)とが会員となり、お互いに育児の助け合いを行う事業です。

■このような時に利用できます。

▼保育施設などの開始前や終了後の送迎および子どもの預かり

▼冠婚葬祭時の子どもの預かり

▼日曜日に急な仕事が入ったときなどの預かりなど

■利用料金

▼月～金曜日の7:00～19:00⇒1時間あたり600円

▼上記以外の曜日・時間⇒1時間あたり700円

○窓口：ファミリー・サポート・センター薩摩川内